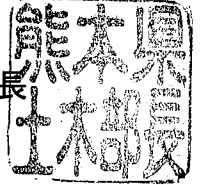


土技第452号
平成22年2月16日

社団法人熊本県建設業協会長 様

熊本県土木部長



特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の
再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について（通知）

このことについて、国土交通省総合政策局建設業課長から別添のとおり通知がありました。
つきましては、改正後の省令及び規則とも平成22年4月1日から施行されますので、貴
会員に対し周知方お願いします。

（別添資料）

- ①国土交通省通知文
- ②省令及び規則の一部改正概要
- ③省令新旧対照表
- ④規則新旧対照表

*新様式については、2月末に県ホームページに掲載予定です。

（担当）

熊本県土木技術管理室技術指導班

電話 096-333-2490

白本（内線 6052）

国総建第232号
平成22年2月9日

熊本県土木部長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長



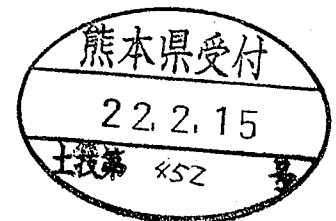
特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成19年11月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年12月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、本年2月9日付けで、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部を改正する省令（平成22年2月9日国土交通省令第3号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年2月9日国土交通省・環境省令第1号）が公布され、平成22年4月1日より施行される。

については、貴職におかれては事務処理に当たって遺漏なきを期するようお願いする。また、貴管内の関係市区町村に対し、周知徹底方併せてお願いする。



記

1. 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づき、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、一定の事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

今般、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令別記様式第一号及び第二号の届出書の様式が改められ、平成 22 年 4 月 1 日以降は、改正後の様式により届出を行うことが必要とされた。ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に届け出た事項に変更があった場合には、改正前の様式により変更の届出を行うことが必要である。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の改正について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条に基づき、分別解体等は、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保するための適切な施工方法に関する基準に従い行わなければならないこととされている。

今般、特定建設資材の一つである木材の適切な分別を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則第 2 条に規定する「分別解体等に係る施工方法に関する基準」が改められた。

これにより、建築物に係る解体工事では、内装材の取り外しを行う工程において、木材の取り外しに先立ち、当該木材と一体となった石膏ボード等の建設資材をあらかじめ取り外すことが必要とされた。ただし、あらかじめ取り外すことが必要な建設資材は、その後の木材の分別の支障となるものに限られる。また、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この順序によることを要さない。

改正後の施工方法に関する基準は、平成 22 年 4 月 1 日以降に着手する建設工事について適用される。

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について

平成 22 年 2 月
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

これを受けて、平成19年11月より社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会において、建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討が行われ、平成20年12月に議論の成果がとりまとめられたところである。

今般、同とりまとめにおいて、「対象建設工事の事前届出における内容の充実及び効率化等の検討・実施」等に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）を改正し、所要の措置を講じる。

2. 概要

(1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正

別記様式第一号及び第二号の届出書について、届出者の負担の軽減、行政実務の効率化等の観点から、様式の見直しを行う。

- ・記載欄の一部をチェックボックス式に変更
- ・記載欄（届出者の転居後の連絡先、工事完了の時期等）を追加

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正

第2条第3項に規定する建築物に係る解体工事の工程について、内装材に木材が含まれている場合には、当該木材を適切に分別するため、あらかじめ分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した上で当該木材を取り外すよう順序を明確化する。

3. スケジュール

公布 : 平成22年2月9日
施行 : 平成22年4月1日

(以 上)

(様式第一号) (A4)

知事 市区域局長 股
7月 年 月 日
平成 年 月 日

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 印
(郵便番号) (電話番号) 住所

(転居予定先) (郵便番号) (電話番号) 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1. 工事の概要

① 工事の名称

② 工事の場所

③ 工事の種類

④ 建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 m²

⑤ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 m²

⑥ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 m²

⑦ 建築物以外のものに係る解体工事 用途 階数 請負代金 万円

⑧ 建築物以外のものに係る新築又は増築の工事 用途 階数 請負代金 万円

⑨ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

7月 年 月 日
① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 住所
(郵便番号) (電話番号)

② 許可番号(登録番号) 建設業許可 大匠 知事 号(号) 工業業

建設業者の場合
主任技術者(監理技術者)氏名 解体工事業者の場合
解体工事業登録 知事 号
技術管理者氏名

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等
建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要
(工事着手予定日) 平成 年 月 日
(工事完了予定日) 平成 年 月 日
(注記)
1 別表には、該当箇所「レ」を付すこと。
2 別表に代えて、写するものである。
3 電図書には、対象建設工事に係る建築図書の設計図又は現状を示す明確な等尺図を添付すること。
※受付番号

(様式第一号) (A4)

知事 市区域局長 股
7月 年 月 日
平成 年 月 日

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 印
(郵便番号) (電話番号) 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1. 工事の概要

① 工事の名称

② 工事の場所

③ 工事の種類

④ 建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 m²

⑤ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 m²

⑥ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積の合計 m²

⑦ 建築物以外のものに係る解体工事 用途 階数 請負代金 万円

⑧ 建築物以外のものに係る新築又は増築の工事 用途 階数 請負代金 万円

⑨ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

7月 年 月 日
① 氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 住所
(郵便番号) (電話番号)

② 住所
建設業許可 大匠 知事 号

主任技術者(監理技術者)氏名
解体工事業者の場合
解体工事業登録 知事 号
技術管理者氏名

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等
建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要
(できるだけ図面、写真を添付することとし、記載することができないときは、「別表のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)
別表には、該当箇所「レ」を付すこと。
※受付番号

別表1 (A.4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	築年数 年、棟数 棟 その他() 周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容 作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他() 撤出経路 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他() 残存物品 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 () 特定建設資材への付着物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 その他()		
工事の工程	作業内容	分別解体等の方法	
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
⑤ その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
工事の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() (注) ① 建築設備・内装材等 ② 屋根ふき材 ③ 外装材・上部構造部分 ④ 基礎・基礎ぐい ⑤ その他			
内装材に木材が含まれる場合 <input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合 (注) ① 建築設備・内装材等 ② 屋根ふき材 ③ 外装材・上部構造部分 ④ 基礎・基礎ぐい ⑤ その他			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
特定建設資材廃棄物の量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	コンクリート塊	トン	① ② ③ ④
発生見込み	7x7x7材・7x7x10塊	トン	① ② ③ ④
発生見込み	建設発生木材	トン	① ② ③ ④
発生見込み		トン	① ② ③ ④
(注) ① 建築設備・内装材等 ② 屋根ふき材 ③ 外装材・上部構造部分 ④ 基礎・基礎ぐい ⑤ その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表1 (A.4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況 周辺状況 作業場所の状況 撤出経路の状況 残存物品の有無 付着物の有無 その他() () 作業場所の確保 撤出経路の確保 残存物品の搬出の確認 その他()		
工事着手前に実施する措置の内容	工事着手前に実施する措置の内容 ()		
工事の工程	作業内容	分別解体等の方法	
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
⑤ その他	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械作業の併用 併用の場合の理由()	
工事の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() (注) ① 建築設備・内装材等 ② 屋根ふき材 ③ 外装材・上部構造部分 ④ 基礎・基礎ぐい ⑤ その他			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み 特定建設資材廃棄物の量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分 発生見込み 発生見込み			
種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)	
コンクリート塊	トン	① ② ③ ④	
7x7x7材・7x7x10塊	トン	① ② ③ ④	
建設発生木材	トン	① ② ③ ④	
	トン	① ② ③ ④	
(注) ① 建築設備・内装材等 ② 屋根ふき材 ③ 外装材・上部構造部分 ④ 基礎・基礎ぐい ⑤ その他			

備考

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2 (A.4) 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類
コンクリート コンクリート及び鉄骨から成る建設資材
アスファルト・コンクリート 木材
 築年数 年、積数 坪
 その他 ()

建築物に関する調査の結果
 周辺にある施設 住宅 商業施設 学校
病院 ()
 敷地境界との最短距離 約 m
 その他 ()

建築物に関する調査の結果
 工事着手前に実施する措置の内容
 作業場所 十分 不十分 ()
 その他 ()

建築物に関する調査の結果
 障害物 有 () 無
 前面道路の幅員 約 m
 通学路 有 無
 その他 ()
 特定建設資材への
 障害物(障壁・傾
 倒工事のみ) 有 ()
無 ()
 その他 ()

工事着手前の時期※ 平成 年 月 日

工程内容

①造成等 造成等の工事 有 無

②基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの工事 有 無

③上部構造部分・外装 上部構造部分・外装の工事 有 無

④屋根 屋根の工事 有 無

⑤建築設備・内装等 建築設備・内装等の工事 有 無

⑥その他 () その他の工事 有 無

特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み又は発生が見込まれる部分(注)

①コンクリート塊 量の見込み 有 無

②アスファルト・コンクリート塊 有 無

③建設発生木材 有 無

④その他 有 無

発生が見込まれる部分又は発生が見込まれる部分(注)

① ② ③ ④

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳

備考 (注) ①造成等 ②基礎 ③屋根 ④上部構造部分・外装 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2 (A.4) 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類
コンクリート コンクリート及び鉄骨から成る建設資材
アスファルト・コンクリート 木材
 建築物の状況

周辺状況

作業場所の状況

搬出経路の状況

障害物の有無(障壁・傾倒工事のみ)

その他 ()

作業場所の確保

工事着手前に実施する措置の内容

搬出経路の確保

その他 ()

工事着手前の時期※ 平成 年 月 日

工程内容

①造成等 造成等の工事 有 無

②基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの工事 有 無

③上部構造部分・外装 上部構造部分・外装の工事 有 無

④屋根 屋根の工事 有 無

⑤建築設備・内装等 建築設備・内装等の工事 有 無

⑥その他 () その他の工事 有 無

特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み又は発生が見込まれる部分(注)

①コンクリート塊 量の見込み 有 無

②アスファルト・コンクリート塊 有 無

③建設発生木材 有 無

④その他 有 無

発生が見込まれる部分又は発生が見込まれる部分(注)

① ② ③ ④

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳

備考 (注) ①造成等 ②基礎 ③屋根 ④上部構造部分・外装 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3 (A.4) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工場の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()
使用する特定建設資材の種類 (特定建設資材工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄筋から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材 築年数 _____年 <input type="checkbox"/> その他()
建築物に関する調査の結果	周辺状況 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 敷地境界との最短距離 約 _____m <input type="checkbox"/> その他()
作業場所	工場物に関する調査の結果 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他()
探出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()
特定建設資材への措置 (解体・処分・貯蔵 その他)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()
その他()	()

工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()
----------------------	--

工程	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使用される部分(注)
①仮設	コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
②土工	アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
③基礎	建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④

※以上の事項は第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
 □欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

別表3 (A.4) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工場の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()
使用する特定建設資材の種類 (特定建設資材工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄筋から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材 築年数 _____年 <input type="checkbox"/> その他()
建築物に関する調査の結果	周辺状況 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 敷地境界との最短距離 約 _____m <input type="checkbox"/> その他()
作業場所	工場物に関する調査の結果 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他()
探出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他()
特定建設資材への措置 (解体・処分・貯蔵 その他)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()
その他()	()

工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()
----------------------	--

工程	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は 使用される部分(注)
①仮設	コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
②土工	アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
③基礎	建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④

※以上の事項は第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
 □欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

(様式第二号) (A4)

知事 市区町村長 殿

7月 日

平成 年 月 日

発注者又は自主施工者の氏名(法人においては番号又は名称及び代表者の氏名) 印
(郵便番号) 電話番号

住所 (郵便字定先) (郵便番号) (電話番号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類及び規模 _____

□建設物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m²

□建設物に係る新築又は増築の工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m²

□建設物以外のものに係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途 _____ 階数 _____ 積算代金 _____ 万円

□建設物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 積算代金 _____ 万円

④附帯・自主施工の別: □附帯 □自主施工

2. 発注業者(原負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)

7月 日

①氏名(法人においては番号又は名称及び代表者の氏名) _____

②住所 _____

③許可番号(登録番号) _____

□建設業の場合

建設業許可 □大臣 □知事() 号

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

□附帯工事業の場合

解体工事業登録 知事 _____ 号

技術管理責任者氏名 _____

3. 対象建設工事の発注業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(原負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建設物に係る解体工事については別表1

建設物に係る新築工事等については別表2

建設物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 平成 年 月 日

(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できるだけ詳細、実態を引用することとし、記載することができないときは、「別表のとおり」と記載し、別表を添付すること。)

(注意)

1 □欄には、申請書面に「レ」を付すこと。

2 記名押印に代えて、署名することができる。

3 届出時に添付した特定建設資材に係る建設物の設計図又は現状を示す明確な文字に写真がある場合は、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受印番

変更届出書

変更届出書

(様式第二号) (A4)

知事 市区町村長 殿

7月 日

平成 年 月 日

発注者又は自主施工者の氏名(法人においては番号又は名称及び代表者の氏名) 印
(郵便番号) 電話番号

住所 (郵便字定先) (郵便番号) (電話番号)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類及び規模 _____

□建設物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m²

□建設物に係る新築又は増築の工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m²

□建設物以外のものに係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途 _____ 階数 _____ 積算代金 _____ 万円

□建設物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 積算代金 _____ 万円

④附帯・自主施工の別: □附帯 □自主施工

2. 発注業者(原負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)

7月 日

①氏名(法人においては番号又は名称及び代表者の氏名) _____

②住所 _____

③許可番号(登録番号) _____

□建設業の場合

建設業許可 □大臣 □知事() 号

主任技術者(監理技術者)氏名 _____

□附帯工事業の場合

解体工事業登録 知事 _____ 号

技術管理責任者氏名 _____

3. 対象建設工事の発注業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
(原負契約によりないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建設物に係る解体工事については別表1

建設物に係る新築工事等については別表2

建設物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 平成 年 月 日

(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できるだけ詳細、実態を引用することとし、記載することができないときは、「別表のとおり」と記載し、別表を添付すること。)

(注意)

1 □欄には、申請書面に「レ」を付すこと。

2 記名押印に代えて、署名することができる。

3 届出時に添付した特定建設資材に係る建設物の設計図又は現状を示す明確な文字に写真がある場合は、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受印番

新様式

別表2		(A.4) 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	
重要施設	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材 その他()
	<input type="checkbox"/>	建築物の状況	築年数 年、積算 年 周辺状況 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	敷地境界との最短距離 約 m その他()
	<input type="checkbox"/>	作業場所	建築物に関する調査の結果 作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()
	<input type="checkbox"/>	撤出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()
	<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施する措置の内容	特定建設資材への付着物(鉄屑・灰塵等工事のみ) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()
工事着手の時期	平成 年 月 日	作業内容	
①達成等	達成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	①達成等	達成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定建設資材廃棄物の種類ごとの発生が見込まれる部分又は発生が見込まれる部分(注)	種類	種類	発生が見込まれる部分又は発生が見込まれる部分(注)
	①コンクリート塊	①コンクリート塊	①
	②777材・377材-1塊	②777材・377材-1塊	②
	③777材・377材-1塊	③777材・377材-1塊	③
	④建設発生木材	④建設発生木材	④
	⑤	⑤	⑤
	⑥	⑥	⑥
	⑦	⑦	⑦
	⑧	⑧	⑧
	⑨	⑨	⑨
	⑩	⑩	⑩
	⑪	⑪	⑪
	⑫	⑫	⑫
	⑬	⑬	⑬
	⑭	⑭	⑭
	⑮	⑮	⑮
	⑯	⑯	⑯
	⑰	⑰	⑰
	⑱	⑱	⑱
	⑲	⑲	⑲
	⑳	⑳	⑳
	㉑	㉑	㉑
	㉒	㉒	㉒
	㉓	㉓	㉓
	㉔	㉔	㉔
	㉕	㉕	㉕
	㉖	㉖	㉖
	㉗	㉗	㉗
	㉘	㉘	㉘
	㉙	㉙	㉙
	㉚	㉚	㉚
	㉛	㉛	㉛
	㉜	㉜	㉜
	㉝	㉝	㉝
	㉞	㉞	㉞
	㉟	㉟	㉟
	㊱	㊱	㊱
	㊲	㊲	㊲
	㊳	㊳	㊳
	㊴	㊴	㊴
	㊵	㊵	㊵
	㊶	㊶	㊶
	㊷	㊷	㊷
	㊸	㊸	㊸
	㊹	㊹	㊹
	㊺	㊺	㊺
	㊻	㊻	㊻
	㊼	㊼	㊼
	㊽	㊽	㊽
	㊾	㊾	㊾
	㊿	㊿	㊿
	備考	備考	備考

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

旧様式

別表2		(A.4) 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	
重要施設	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材 建築物の状況
	<input type="checkbox"/>	周辺状況	
	<input type="checkbox"/>	作業場所の状況	
	<input type="checkbox"/>	撤出経路の状況	
	<input type="checkbox"/>	付着物の有無(鉄屑・灰塵等工事のみ)	
	<input type="checkbox"/>	その他()	
	<input type="checkbox"/>	作業場所の確保	
	<input type="checkbox"/>	撤出経路の確保	
	<input type="checkbox"/>	その他()	
工事着手の時期	平成 年 月 日	作業内容	
①達成等	達成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	①達成等	達成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定建設資材廃棄物の種類ごとの発生が見込まれる部分又は発生が見込まれる部分(注)	種類	種類	発生が見込まれる部分又は発生が見込まれる部分(注)
	①コンクリート塊	①コンクリート塊	①
	②777材・377材-1塊	②777材・377材-1塊	②
	③777材・377材-1塊	③777材・377材-1塊	③
	④建設発生木材	④建設発生木材	④
	⑤	⑤	⑤
	⑥	⑥	⑥
	⑦	⑦	⑦
	⑧	⑧	⑧
	⑨	⑨	⑨
	⑩	⑩	⑩
	⑪	⑪	⑪
	⑫	⑫	⑫
	⑬	⑬	⑬
	⑭	⑭	⑭
	⑮	⑮	⑮
	⑯	⑯	⑯
	⑰	⑰	⑰
	⑱	⑱	⑱
	⑲	⑲	⑲
	⑳	⑳	⑳
	㉑	㉑	㉑
	㉒	㉒	㉒
	㉓	㉓	㉓
	㉔	㉔	㉔
	㉕	㉕	㉕
	㉖	㉖	㉖
	㉗	㉗	㉗
	㉘	㉘	㉘
	㉙	㉙	㉙
	㉚	㉚	㉚
	㉛	㉛	㉛
	㉜	㉜	㉜
	㉝	㉝	㉝
	㉞	㉞	㉞
	㉟	㉟	㉟
	㊱	㊱	㊱
	㊲	㊲	㊲
	㊳	㊳	㊳
	㊴	㊴	㊴
	㊵	㊵	㊵
	㊶	㊶	㊶
	㊷	㊷	㊷
	㊸	㊸	㊸
	㊹	㊹	㊹
	㊺	㊺	㊺
	㊻	㊻	㊻
	㊼	㊼	㊼
	㊽	㊽	㊽
	㊾	㊾	㊾
	㊿	㊿	㊿
	備考	備考	備考

※以下の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

改正案	現行
<p>（分別解体等に係る施工方法に関する基準）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文、第四項本文及び第五項本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由</p> <p>五 八（略）</p> <p>3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。</p> <p>一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し</p> <p>二 屋根ふき材の取り外し</p> <p>三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し</p> <p>四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し</p> <p>4 前項第一号の工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となつた石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となつたものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。この場合にお</p>	<p>（分別解体等に係る施工方法に関する基準）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項第二号の分別解体等の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 解体工事である場合においては、工事の工程の順序並びに当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法並びに当該順序が次項本文及び第四項本文に規定する順序により難しい場合にあつてはその理由</p> <p>五 八（略）</p> <p>3 建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。</p> <p>一 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を除く。）の取り外し</p> <p>二 屋根ふき材の取り外し</p> <p>三 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し</p> <p>四 基礎及び基礎ぐいの取り壊し</p> <p>（新設）</p>

いては、前項ただし書の規定を準用する。

5| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、第三項ただし書の規定を準用する。

一 三 (略)

6| 7| (略)

4| 建築物以外のもの（以下「工作物」という。）に係る解体工
の工程は、次に掲げる順序に従わなければならない。この場合に
おいては、前項ただし書の規定を準用する。

一 三 (略)

5| 6| (略)

送付資料一覧

【建設リサイクル法関連省令の改正について】

- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について（通知）
- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正について（概要紙）
- ・ 新旧対照表（特定建設資材に係る分別解体等に関する省令）
- ・ 新旧対照表（建設資材に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則）

【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設業課

03-5253-8111（代表）

永井（内線：24755）

竹田（内線：24756）